◇**社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令**（政令第三五九号）（厚生労働省）

一　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部改正（第一条関係）

1　社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定（以下「スイス協定」という。）の規定により相手国法令の適用を受けるものとして後期高齢者医療の被保険者としないこととされた者の配偶者又は子であって、後期高齢者医療の被保険者としないものの範囲について定めることとした。

2　国民年金の任意脱退の規定の適用に関し国民年金の被保険者期間とみなされる相手国期間について、社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定（以下「ブラジル協定」という。）及びスイス協定に係る相手国期間を追加することとした。

3　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成一九年法律第一〇四号。以下「法」という。）による厚生年金保険の加入の特例制度の対象国を、現行のイギリスに加えその他全ての社会保障協定の相手国に拡大することとした。

4　障害手当金の納付要件を満たさない場合に考慮する相手国期間について、ブラジル協定及びスイス協定に係る相手国期間を追加することとした。

5　法の規定を適用することにより支給する給付等については、ブラジル協定については理論的に可能な期間に基づく按分率により、スイス協定については公的年金被保険者等であった期間と相手国期間とを合算した期間に基づく按分率により、給付等の額を計算するものとするとともに、当該按分率の基礎となる相手国期間の範囲について定めることとした。

二　社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令等の一部改正（第二条～第四条関係）

社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令、社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令及び社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令について、一の5に準じた改正を行うこととした。

三　施行期日

この政令は、ブラジル協定の実施に係る部分及び厚生年金保険の加入の特例に係る部分についてはブラジル協定の効力発生の日から、スイス協定の実施に係る部分についてはスイス協定の効力発生の日から施行することとした。

◇**株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第三六〇号）（内閣府本府）

1　機構の主務官庁における所掌事務の追加

次に掲げる府省庁において、それぞれ次に定める局、課等の所掌事務に、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の所管に関する事務を追加するため、内閣府本府組織令等六政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第六条関係）

㈠　金融庁　検査局及び監督局銀行第二課
㈡　内閣府本府　政策統括官
㈢　総務省　自治行政局地域政策課
㈣　財務省　大臣官房信用機構課
㈤　農林水産省　大臣官房検査部調整課及び検査課並びに経営局金融調整課
㈥　経済産業省　中小企業庁事業環境部金融課

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令**（政令第三六一号）（総務省）

1　総務省関係政令の整備

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二三年法律第一〇五号）の一部の施行に伴い、次の総務省関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第六条関係）

㈠　地方自治法施行令（昭和二二年政令第一六号）
㈡　地方財政法施行令（昭和二三年政令第二六七号）
㈢　地方税法施行令（昭和二五年政令第二四五号）
㈣　交通安全対策特別交付金等に関する政令（昭和五八年政令第一〇四号）
㈤　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成一九年政令第三九七号）
㈥　総務省組織令（平成一二年政令第二四六号）

2　この政令は、一部の規定を除き、平成二三年一一月三〇日から施行することとした。

3　所要の経過措置を規定することとした。

◇**電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十九条第一項の法人を定める政令**（政令第三六二号）（経済産業省）

1　費用負担調整機関として指定を受けることができる法人は、株式会社とすることとした。

2　この政令は、平成二四年七月一日から施行することとした。

◇**地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令**（政令第三六三号）（国土交通省）

一　道路法施行令の一部改正（第二条関係）

道路法において町村による道路管理の特例に関する規定が設けられたことに伴い、当該特例の場合における道路法の適用についての必要な技術的読替えを定めることとした。

二　建設業法施行令の一部改正（第三条関係）

都市計画法の改正に伴い、建設工事の施行又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定に、市長の命令に違反した者に係る罰則規定を追加することとした。

三　都市公園法施行令の一部改正（第四条関係）

都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準に係る条例の制定において参酌すべき基準を定めることとした。

四　下水道法施行令の一部改正（第九条関係）

公共下水道の構造の技術上の基準（雨水吐及び水処理施設の構造の技術上の基準を除く。）、終末処理場の維持管理に関する基準及び都市下水路の維持管理に関する基準に係る条例の制定において参酌すべき基準を定めることとした。

五　都市計画法施行令の一部改正（第一二条関係）

1　以下の都市計画の決定に係る事務の権限を都道府県から市町村（㈠については、特別区を除く。）に移譲することとした。

㈠　地域地区のうち、三大都市圏の既成市街地若しくは近郊整備地帯等又は指定都市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域内の用途地域、特例容積率適用地区及び高層住居誘導地区に関する都市計画
㈡　地域地区のうち、一〇ヘクタール以上の風致地区及び特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を除く。）（いずれも二以上の市町村の区域にわたるものを除く。）に関する都市計画
㈢　都市施設のうち、四車線以上のその他の道路、一般自動車ターミナル、一〇ヘクタール以上の公園、緑地、広場及び墓園（国又は都道府県が設置するものを除く。）、大学及び高等専門学校、二、〇〇〇戸以上の一団地の住宅施設並びに防潮施設に関する都市計画
㈣　市街地開発事業のうち、五〇ヘクタールを超える土地区画整理事業、三ヘクタールを超える市街地再開発事業、二〇ヘクタールを超える住宅街区整備事業及び三ヘクタールを超える防災街区整備事業（いずれも国、都道府県等が施行するものを除く。）に関する都市計画
㈤　市街地開発事業等予定区域のうち、二〇ヘクタール以上の一団地の住宅施設予定区域に関する都市計画

2　指定都市の区域における高速自動車国道に関する都市計画等の決定に係る事務の権限を都道府県から指定都市に移譲することとした。